

## プラスチック使用製品廃棄物分別回収の区内全域実施について

プラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラスチック）分別回収の区内全域実施について、以下のとおり報告します。

### 1 概要

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック廃棄物の分別収集、再商品化等が自治体の努力義務とされ、区では令和6年10月から、大宮1・2丁目及び松庵2丁目において、これまでの容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックの回収（モデル実施）を開始した。その結果、排出者に大きな混乱は見られず、下記回収実績からごみ減量につながることを、及び車両の手配や中間処理施設の受入体制が見込めたことから、当初の計画を前倒しし、令和8年度から区内全域で分別回収を実施する。

なお、令和7年度は、上記地域においてモデル実施を継続する。

### 2 モデル実施地区内製品プラスチック回収実績

令和6年11月に、モデル実施地区を含めた区内8地域11地点において、家庭ごみ排出状況調査を実施した。併せて、モデル実施開始前後において、プラスチック回収量の計測を行った。

○プラスチック回収量は、両モデル実施地区とも実施後の回収量が増えている。

	実施前	実施後
大宮1・2丁目	平均 2,123 kg/月	平均 2,395 kg/月
松庵2丁目	平均 1,727 kg/月	平均 2,040 kg/月

○可燃ごみのプラスチック混入率は、モデル実施地区がその他の地区より低い。

モデル実施地区	13%
モデル実施地区以外の地区	16%

(※速報値)

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月以降 町会及び地域へ説明及び協力依頼  
令和8年1月以降 広報及びホームページによる周知  
ごみと資源の分け方・出し方全戸配布、集積所看板修正等  
4月 製品プラスチック区内全域回収開始